

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市識別用品整備要項

1 目的

この要項は、甲賀市で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下、「本大会」という。）および「わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会」（以下、「リハーサル大会」という。）において、競技会の円滑な運営を図るため、本大会やリハーサル大会の運営に従事する者等が着用する識別用品の整備について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、原則として、次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 本大会

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子およびジャンパー等をいう。）
- ウ その他本大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手・監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として市実行委員会が準備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として、市実行委員会が指定するものとし、本大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体および共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議のうえ、定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和6年4月26日から施行する。